

請 願 書

令和元年6月13日

郡山市議会議長  
佐藤政喜様

郡山市湖南町福良字荒町202  
命の源・種子と水を守る会  
代 表 滝 田 春 奈

郡山市大槻町字古屋敷54-3  
郡山地方農民連  
会 長 宗 像 孝

郡山市深沢二丁目17-15-101  
こおりやま子育ての会  
代 表 猪 股 美 奈

郡山市大槻町字南原209  
福島県有機農業ネットワーク郡山  
代 表 安 田 潤 一

郡山市鶴見坦二丁目5-23  
チサンマンション103  
はみんぐbird  
代 表 佐久間 香 里

紹介議員 蛇石 郁子  
八重樫 小代子  
高橋 善治  
橋本 幸一

## 福島県主要農作物種子条例の早期制定の意見書提出を求める請願

### [請願趣旨]

我が国の食と農を支えてきた主要農作物種子法（以下「種子法」）が2018年4月1日に廃止されました。種子法は、稲・麦・大豆の優良な種子の生産・普及を各都道府県に義務づけ、1952（昭27）年の制定以来、都道府県が開発した優秀な種を「奨励品種」と定め生産者に提供することで、国民への安定的な食料供給を守り、過度な民間参入や知見流出を防ぐ大きな役割を果たしてきました。

しかし、種子法の廃止により、種子価格の高騰を初め、地域条件等に適合した品種の生産、開発等の衰退や特定事業者による種子独占などが懸念されます。

気候や土壌環境は地域ごとに異なり、公立研究機関がそれぞれの地域に見合った品種を開発し安定供給を支えてきた種子法の役割は、現在でも全く失われていません。種子法の廃止によって、食の根幹である種子の生産や供給体制が揺らぐことはあってはなりません。

種子法廃止後も、この体制を維持するために、北海道、新潟、富山、兵庫、山形、埼玉各県が種子条例を制定、さらに岐阜、長野、福井、宮崎、滋賀、宮城、鳥取の各県も年内の条例制定を決めたり、検討を表明しています。また、条例制定の動きがない県でも自治体での条例制定を求める意見書採択が相次いでいます。また、本年4月の時点で、種子法関連で国会に提出されている各地方議会からの意見書は131件となっております。

本県においては、普及すべき主要農作物の優良な品種を定め、それらの品種について品質の高い種子の安定的な供給を目的とする要綱や要領を定めていますが、それらの取り組みの推進や穀物等の採取、販売など農業者や消費者の不安を払拭するためにも法令的な裏付けとなる条例制定が必要であります。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、福島県に対して、意見書を提出されるよう請願いたします。

### [請願事項]

福島県主要農作物の種子に関する条例を早期に制定すること。

請 願 書

令和元年 6 月 18 日

郡山市議会議長

佐 藤 政 喜 様

郡山市安積町荒井字柴宮山55-75

郡山民主商工会

会 長 七 海 実

紹介議員 蛇 石 郁 子

高 橋 善 治

飛 田 義 昭

国に対し「国民健康保険税引き下げのため国庫負担の増額を求める意見書」の提出を求める請願書

〔請願趣旨〕

国民健康保険制度は、国民の4人に1人が加入し、国民皆保険の医療制度の重要な柱になっている。しかしながら、国民健康保険税の滞納世帯が全加入者の15%を超えるなど、国保税の重い負担に市民が悲鳴をあげている。

国保の加入者構成（市町村国保に全国で約3,500万人）は、かつては7割が「農林水産業」と「自営業」従事者であったが、今では、43%が年金生活者などの「無職」、34%が「非正規雇用」などで、合わせて8割近くになっている。

協会けんぽや組合健保に比し、国保は加入者に大変重い負担を強いる制度である。

国保の構造的な問題を解決し、重い負担である国保税を引き下げるためには、十分な公費を投入することが必要不可欠であると考えらるものである。

全国知事会・同市長会・同町村会においては、国保の定率国庫負担の増額を政府に要望し続けており、2014年には、全国知事会が公費を1兆円投入し、「協会けんぽ」並みの負担率にすることを政府・与党に求めている。

1984年以降、国庫負担の削減・抑制で国保に対する国の責任が後退する中、昨年からは、約3,400億円の財政支援が行われているが不十分であり、国保加入者の貧困化・高齢化等が進む中で、国保税に対する負担はますます重くなっている。

国保税が高くなる要因の一つに、世帯の人数を算定基礎とする「均等割」がある。世帯の人数が保険料に影響するのは国保だけで、各世帯に定額でかかる「平等割」と同様、他の保険にはないものである。

「均等割」と「平等割」を合わせると、全国で徴収されている保険税額は、およそ1兆円とされている。1兆円の公費投入で「協会けんぽ」並みの保険税とすることが可能である。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるよう請願いたします。

[請願事項]

国民健康保険税引き下げのため、国庫負担の増額を求める意見書を政府に送付していただくこと。

請 願 書

令和元年6月18日

郡山市議会議長

佐藤政喜様

郡山市虎丸町7-7 郡山市労働福祉会館内  
日本労働組合総連合会  
福島県連合会郡山地区連合会  
議 長 安 藤 和 彦

紹介議員 蛇石郁子  
今村剛司  
高橋善治  
飛田義昭  
橋本幸一

地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願について

〔請願趣旨〕

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

政府の「骨太2018」では「（地方の）一般財源総額について2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされ、2019年度の地方財政計画でも、一般財源総額は62兆7072億円（前年比+1.0%）となり過去最高水準となりました。

しかし、一般財源総額の増額分も、保育の無償化などの国の政策に対応する財源を確保した結果であり、社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応する

ためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

このため、2020年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、人口減少対策、地域交通対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。とりわけ、保育の無償化に伴う地方負担分の財源確保を確実に はかること。
- 3 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
- 4 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保をはかること。
- 5 2020年度から始まる会計年度任用職員の処遇改善のための財源確保をはかること。
- 6 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を進め、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直しを進めること。
- 7 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。  
同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないよう対応をはかること。
- 8 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。
- 9 依然として4兆円規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。
- 10 自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。